

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成30年3月16日（金曜日）
午前10時開会、午後0時2分散会
（休憩 午前11時55分～午前11時57分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、
千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、橋場併任書記、佐藤併任書記、佐々木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
保秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉総括調査監、
藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤総務部長、高橋副部長兼総務室長、石川総合防災室長、
猪久保参事兼管財課総括課長、稲葉入札課長、八重樫放射線影響対策課長、
佐藤人事課総括課長、小原財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、
岡部私学・情報公開課長、横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、
山田防災消防課長、山崎総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
藤田政策地域部長、佐々木理事兼科学 I L C 推進室長、南副部長兼政策推進室長、
鈴木副部長兼地域振興室兼台風災害復旧復興推進室長、
伊勢参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、小野政策監、竹澤評価課長、
葛尾調整監、臼井市町村課総括課長、菊池情報政策課総括課長、
菅原地域振興監、竹花県北沿岸振興課長、渡辺交通課長、鈴木地域連携推進監、
熊谷 I L C 推進課長、植野台風災害復旧復興推進課長、高橋国際監
 - (4) 復興局
佐々木復興局長、内宮副局長、千葉副局長、熊谷復興推進課総括課長、

和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、
工藤生活再建課総括課長

(5) 人事委員会事務局

菊池人事委員会事務局長、蛇口職員課総括課長

(6) 警察本部

高石警務部長、羽澤生活安全部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
大和田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第21号 個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例
- イ 議案第22号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第23号 地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例
- エ 議案第24号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- オ 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- カ 議案第57号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- キ 議案第26号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ク 議案第27号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- ケ 議案第32号 岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- コ 議案第58号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- サ 議案第63号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第68号 朝鮮半島の軍事的緊張緩和に向けて朝鮮民主主義人民共和国との「対話」による平和的解決を求める請願

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高石警務部長** お許しをいただきまして、警察職員の懲戒処分について御報告いたします。さきに資料をお配りしてお知らせしておりますとおり、去る3月14日付で警察情報の

取り扱いに関する規律違反行為により、警察職員を懲戒処分といたしました。当該職員は、平成20年ごろから本年2月までの間、複数回にわたり私有の外部記録媒体に警察情報を保存し、同媒体を警察庁舎外に持ち出したものであり、岩手県警察情報セキュリティーに関する訓令などの内部規定に関する規律違反行為として処分したものであります。

警察の取り扱う情報は、万が一にも流出等のないよう、組織を挙げて適正管理を図っている中、職員による不適切な取り扱いが行われたことはまことに遺憾であり、県民の皆様への信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を踏まえ、改めて警察情報の厳格な取り扱いを全職員に徹底し、同種事案の再発防止を図ってまいります。以上、御報告とさせていただきます。

○軽石義則委員長 ただいまの発言に対する質疑は、最後のこの際で行いますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更した日程となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第21号個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岡部私学・情報公開課長 議案第21号個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜、お手元に配付しております個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、個人情報に個人識別符号が含まれることとし、実施機関が収集してはならない個人情報を要配慮個人情報とする等など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。1、個人情報保護条例の一部改正につきまして、1つ目は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたことから、条例においても同様に、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正しようとするものでございます。

2つ目は、行政機関個人情報保護法の改正により、人種、信条、病歴等の特に配慮を要する個人情報が要配慮個人情報として新たに定義されましたことから、条例においても同様に、要配慮個人情報について定義しようとするものでございます。

また、条例では要配慮個人情報と同じ趣旨により、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのあるセンシティブ情報の収集を原則禁止し、特

別な保護を図ってきたことから、要配慮個人情報についてもセンシティブ情報と同様に、その収集を制限しようとするほか、条文の整理をしようとするものでございます。

(2)、情報公開条例の一部改正につきましても、個人情報保護条例と同様、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正内容に準じて、非開示情報のうち、個人に関する情報の定義を改正しようとするものでございます。

最後に、3の施行期日についてであります。既に改正法が施行されているため公布日からの施行といたしますが、要配慮個人情報に関する規定につきましては、個人情報保護審議会への諮問等の準備期間が必要となるため、平成30年10月1日からの施行とするほか、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**臼井市町村課総括課長** 議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

お手元の議案(その2)の8ページをお開き願います。なお、内容につきましては、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、本条例につきましては、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けまして、同年に岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例として施行したものでございます。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨でございますが、栄養士免許証に係る申請書の受理等、免許交付に係る事務を新たに紫波町が処理することとする等、所要の改正をするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございます。大きく4つ改正内容がございまして、表の順番

に御説明申し上げます。まず、一番左、区分(1)でございますが、これまで他市町村に対して移譲実績のある事務に関しまして、平成30年度から新たに処理しようとする団体、紫波町、雫石町を追加するものでございます。まず、1ページ目でございます栄養士免許証等の免許の交付等に関する事務、13事務を紫波町に、また次のページの⑭から⑯でございますが、中小小売商業振興法に基づく商店街整備計画の認定等に関する事務など、3事務を雫石町に移譲しようとするものでございます。

次に、(2)でございますが、新たに事務を市へ権限移譲しようとするものとして大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置の届け出の受理等に関する事務を宮古市、花巻市及び北上市に移譲しようとするものでございます。

次に、(3)でございます。法改正により、町村に権限移譲されることに伴いまして、条例から削除するものとしたしまして、都市計画法に基づく都市計画施設の区域等における建築の許可を受けた者に対する報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言等に関する事務について、移譲の対象事務でなくなるため削除しようとするものでございます。

最後、(4)、その他でございますが、条例で引用している条項の修正など、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。あわせて、権限移譲に伴い、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**工藤大輔委員** 今回の権限移譲は、この示された市町村ということになっていますが、以前この権限移譲を大幅に進めようとしたときに、県からも人であったり、また財源等も当然市町村に出しながら、市町村でその事務を担ってもらおうという形でやってきたと思いますが、現状についてお知らせをしていただきたいということと、また市町村のほうからはどのようなニーズがあるか。特に市町村も職員の数が減ってきている中で、住民サービスの向上を目指して受け入れたい仕事も出てくると思いますが、人もかなり少なくなっているというのも現状だと思います。普段から市町村とやりとりをしながら、こういった業務を進めていると思いますが、どのようなニーズがあるかを示してください。

○**白井市町村課総括課長** まず、1つ目のお尋ねでございます。財源の手当てに関してですが、県といたしましては、この事務処理特例制度に基づいて権限移譲した事務については、事務の執行に要する経費の財源として市町村事務処理交付金を交付しております。平成29年度の額としては、9,249万円程を全市町村に対して交付しております。例えば今回の紫波町の部分で申しますと、免許の申請交付事務については1件当たり1,849円といった額を計算いたしまして、それに対して実績に応じて交付をしているというものでございます。新たに事務を追加するものにつきましては、他市町村の事例があるものについてはその単価に応じて、また新たな事務については類似の事務に関するものを単価として、新たに移

譲される事務について財源を手当するというところでございます。

2点目の市町村のニーズということでございますが、平成29年4月現在で、今移譲している事務は119法令、1,408項目、9,982事務でございます。平成12年の事務処理特例条例施行以降、主な事務については相当程度市町村に移譲しておりますし、また国のほうでも分権が進む中で、法律から削除されて市町村の事務になっているというものも多くなっているかと思えます。そういった動きの中で、近年では提案制度といった形で移譲が進んでおりますので、私どもといたしましても、市町村からこういった事務についてニーズがあるのかも聞きながら、政策地域部内で連携をとりながら、権限移譲を進めていきたいと考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** 市町村には受け入れできる数も差があるかと思えますが、特になかなか進んでいないところがあれば、先ほど言ったサービスの向上を一層進めるという観点からも、バランスもとりながら、ぜひ受け入れてもらえるような支援もしなければならないかとも思えます。そこで、現在受け入れに差のある自治体について、今後どのような対応をとろうとしているのかお伺いします。

○**白井市町村課総括課長** 確かに委員御指摘のとおり、例えば市と町村部によっても、一つの事務に割ける人数は違っておりますので、基本的には、市町村自身が自分で受けられると思うものについて移譲を受けるという仕組みでございます。移譲されたものについては市町村でも対応できるというものかとは思いますが、今後新たに権限移譲を考えていく中では、やはり市町村の体制の厳しさもあろうかと思えます。なかなか直接的な人的支援は難しい面もあるかと思えますが、例えば他市町村で既に実績があるようなものについて、そのやり方等を御紹介するなどの支援は考えられるかと思っております。いずれ市町村からニーズがあるものについてはしっかり助言をしていきたいと思っておりますし、また新たな権限移譲を引き続き進めていきたいと考える中で、他市町村の事例なども御紹介できるような支援をしていければと考えているところでございます。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第23号の地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の17ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。岩手県地方独立行政法人評価委員会に地方独立行政法人の中期計画認可等について知事に意見を述べることを所掌させる等、所要の改正をしようとするものであります。

地方独立行政法人法の一部改正により、設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方が見直され、中期計画の認可に対する意見や業務の実績の評価等、評価委員会の関与する事項の一部が廃止されますが、法改正後も設立団体の判断により条例で定めることにより、中期計画の認可や評価の各過程に評価委員会を関与させることができるとされていることから、評価委員会の所掌等について定めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。第3条において評価委員会の所掌等として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、地方独立行政法人の中期計画の認可及び業務の実績に関する評価について、知事に意見を述べることを定め、その内容について公表することを定めるとともに、第3条の新設に伴う文言整理等を行おうとするものでございます。

最後に、3の施行期日についてであります。平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○軽石義則委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 条例改正ということですが、改正の趣旨のところの1行目、地方独立行政法人の中期計画の認可等については中期計画だけを対象にするということか。等というのは、ほかに何かあるのでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 中期計画の認可等の等でございますが、例えば年度ごとの業務の実績に関する評価等も関与するということでございます。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第24号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の19ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第24号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。本県の財政状況と諸般の情勢に鑑み、知事、副知事及び教育長の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給与を減額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。知事、副知事及び教育長の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料は、知事にあつては月額116万8,500円、5%の減、副知事にあつては月額92万1,500円、3%の減、教育長にあつては月額73万5,000円、2%減としようとするものでございます。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第57号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第25号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例案及び議案第57号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について一括して御説明を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の内容から御説明申し上げます。議案（その2）の20ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第25号条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。本県の財政状況と諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員にあっては100分の5、総括課長級の職にある職員にあっては100分の3を減じた額としようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第57号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の237ページをお開き願います。説明は、便宜、お手元に配付しております議案第57号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。本県の財政状況と諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき、教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の5または100分の3を減した額としようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 先ほどの議案第24号にもかかわってくるのですが、何年間もこのように減額をされていると認識しております。諸般の情勢に鑑みというのがいつまで続いているのかということですが、例えば実質公債費比率は、今イエローカードの状態ですが、それが改善するまでとか、そういう見通しを持っていらっしゃるのか見解をお伺いしたいと思います。今は減額が3%、5%になっているわけですが、今回の減額の対象者の人数、影響の額とかをお知らせいただきたいと思います。

○**佐藤人事課総括課長** まず、この特例減額措置が長く続いていることについてのお尋ねでございます。これまでもさまざまな財政努力を重ねているわけですが、今後も厳しい状況が見込まれるということから、来年度も特例減額を継続するという判断に至ったわけで

す。この特例減額は、その時々々の財政状況を勘案しながら、毎年度実施の可否を検討しております。結果として13年間続いており、このことは重く受けとめております。

それから、対象職員数のお尋ねでございますが、職員総数、これは知事部局以外も全て含めてですが、職員総数の5.5%で大体1,050人程度ということになるかと思えます。

影響額で申しますと、普通会計ベースで2,700万円程度でございます。

○**工藤大輔委員** ちょっとお伺いしたいのですが、これは、全国でも実施されているかと思えますが、東北の状況がわかればお示してください。

また、これはそれぞれの都道府県の判断によるものだという事は理解していますが、このパーセンテージを用いている根拠をどのように持っているのか、他県の率もわかればお示してください。

○**佐藤人事課総務課課長** まず、全国の状況でございますが、全国では7団体が実施しております。東北で申しますと山形県が実施しております。山形県は管理職手当について18%という状況でございます。先ほど全国では7団体が実施と申しましたが、本県は部長級、副部長級5%で、これは7団体のうち3団体が5%、それから5%未満が1団体あります。それ以外の3団体については10%以上という状況でございます。本県もかつては部長、副部長級で10%、あるいはそれを超える率で減額を行ってきておりましたが、平成29年4月から部長、副部長級が5%、総括課長級は3%と、このパーセンテージを下げきております。

○**工藤大輔委員** 7団体ということで予想したよりも少ないといった中で岩手県では長く続けている。これは東日本大震災津波の影響が大きいのと思っているのかどうか。ただ、被災3県で見れば、このような措置をされているところは本県だけということですが、全国でもこのような状況の中で、諸般の情勢という考えで特に岩手県でこのような措置をとっているという理由が明確にあれば、再度示してください。

○**佐藤人事課総括課長** 全国の状況は、ただいま申し上げたとおりでございます。減少傾向にあると認識はしておりますが、本県につきましても、やはり引き続き厳しい財政状況ということもあり、人件費も含めた全般的な歳出削減の努力が必要という判断もございまして、先ほど申し上げました知事、副知事、教育長の給料の減額措置に加え、管理職の特別調整額についてもまだ減じざるを得ないという状況でございます。職員への影響等も考慮して、最小限のやむを得ない措置ということで継続という判断に至ったものでございます。

○**工藤大輔委員** 今、確かに県財政は厳しく、歳出に制限がかかっているような状況の中で、今後どういった状況になればこのような対応をとらなくてもいい環境となるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○**佐藤人事課総括課長** 現時点でその見通しを明らかにするというのはなかなか難しい部分があります。毎年度その実施についてどうするかを判断していくということで、繰り返しになりますが、やはり現時点で人件費も含めた歳出削減の努力が必要という判断のも

とに行っており、その時点、時点で判断していくということしか申し上げられません。

○**工藤大輔委員** では、部長にお伺いしますが、今の人事課総括課長の答弁で、よくわかりますが、例えば国に公債費負担適正化計画を出していますよね。それが計画を出さなくてもいい環境になれば、それが状況が整ったということになるのか。全国で多くの都道府県で実施しているというのであれば、大体岩手県もやらなければならないというのわかりますが、7団体という少ない環境の中です。そういった中で特にやっているわけですから、職員の方々の頑張りも含めて、せめて県財政がどのような状況に、あるいは数値目標がどのような状況に近づけばやらない判断になるのか、何らかの方針を持っていると思いますが、それを部長にお伺いしたいと思います。

○**佐藤総務部長** 財政状況が非常に厳しいということは各委員御案内のとおりでございます。また、私どももさまざまな財政努力を重ねてきております。そういった中で、実質公債費比率が18%を超えているということもあり、公債費負担適正化計画を策定し取り組んでまいりました。現時点で2年程度前倒して、18%以下が達成できそうだという見通しを持っています。そういった財政努力を積み重ねてきた結果、少しずつ改善に向かっていまして、また多額の県債残高についても1兆3,000億円を切る水準にまで何とか圧縮できてきている状況でございます。そういった中で、この特例減額措置について、委員御指摘のように、全国でも少ない状況、そしてまた震災からの復興に職員が大変努力して従事しているというような状況も、私どもも大変理解しているところでございます。いずれ13年間続いてまた継続という措置はまさに私どもとしても、いろいろと検討した結果、まずやむを得ずと。ただ、それは毎年度、財政状況、予算編成の作業の中等々含めまして、都度判断をしてきたところでございます。今後の見通しについては、先ほども人事課総括課長から申し上げたとおり、今時点で明言することはなかなか困難ではありますが、実質的にこういった努力をしてきた成果も見えつつありますので、次の検討に当たりましては改めて、きちんと考慮して判断してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第26号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の22ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第26号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。環境衛生検査等業務手当等の支給範囲を拡大し、刑事作業手当の支給限度額を引き上げ、並びに国の例に準じて特定大規模災害に対処するための作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当及び刑事作業手当に関する特例措置を講ずる等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。⑴については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、環境衛生検査等業務手当の支給範囲を拡大するものであります。これは、各都道府県の環境衛生指導員の業務内容に、新たに有害使用済み機器の保管または処分業を行う者に対する立入検査が加えられ、当該立入検査では有害物質等の漏出の問題が生じる場合に立ち入る可能性があり、現行規定で手当の支給対象となっている産業廃棄物処理業者に対する立入検査と同等の危険性が認められることから、立入検査について手当の支給対象とするものであります。

⑵については、有害物取扱手当の支給対象公所に内水面水産技術センターを追加するものであります。これは近年、台風や大雨洪水による河川や湖沼への環境影響が多く見られ、水質検査の需要が高まっており、内水面水産技術センターにおいて、この水質検査に対応する必要性が生じていること、また、当該水質検査においては、有害物取扱手当の支給対象である過マンガン酸カリウムを取り扱うことから、内水面水産技術センターを支給対象公所に加えるものであります。

⑶については、大気汚染防止法及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正に伴い、公害防止等業務手当の支給範囲を拡大するものであります。このうち、大気汚染防止法の改正に伴う改正については、都道府県が行うこととされている立入検査の対象施設に新たに水銀排出施設が加えられ、当該立入検査においては職員が有害物質である水銀に触れる可能性があり、現行規定で支給対象となっている施設への立入検査と同等の危険性が認められることから手当の支給対象となり、立入検査の対象施設に水銀排出施設を加えるものであります。

また、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の改正に伴う改正につきましては、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等の権限の一部が都道府県に移管され、当該立入検査では特定特殊自動車の技術適合の有無を判断するため、希釈されていない排出基準を超過したガスを県職員が吸い込む可能性があり、この場合、現行規定で公害防止等業務手当の対象とされているばい煙発生施設等での排出ガス測定と同等の危険性が認められることから、当該立入検査について手当の支給対象とするものであります。

(4)については、用地交渉等手当の支給対象公所に教育委員会事務局生涯学習文化財課を追加するものであります。これは、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターの代替施設の整備を進めることとしており、平成30年度から教育委員会事務局生涯学習文化財課の職員が用地交渉業務に従事する必要があるため、手当の支給対象公所に教育委員会事務局生涯学習文化財課を追加するものであります。

(5)につきましては、刑事作業手当の支給限度額を日額または1回につき4,600円から5,200円に引き上げるものであります。これは当該手当の支給対象となる作業のうち、爆発物処理作業に係る手当額について他県との均衡を考慮の上、当該手当の支給限度額を現行の作業1日につき4,600円から5,200円に引き上げるものであります。

(6)につきましては、国の例に準じまして、職員が特定大規模災害に対処するための作業に従事した場合の災害応急作業等手当及び刑事作業手当の特例等について定めるものであります。これは、東日本大震災津波発生時に措置した災害応急作業手当及び刑事作業手当の特例措置について、特定大規模災害発生時等においても支給できるよう措置するとともに、所要の改正を行うものであります。具体的には、特定大規模災害が発生した際に、農林水産部または県土整備部の職員が行う巡回、監視、災害状況調査及び警察職員が行う災害警備、避難救助に引き続き5日以上従事する場合の災害応急作業等手当の加算措置、それから警察職員以外の職員が死体を取り扱う業務に従事したとき等の刑事作業手当の支給及び心身に著しい負担を与える作業に従事した場合の手当額の加算措置、また原子力緊急事態宣言下において、緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力作業所で作業した場合の災害応急作業等手当の額の特例を措置するものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。先ほど御説明しました2の条例案の内容のうち、(6)の特定大規模災害に従事した場合の災害応急作業等手当及び刑事作業手当の特例等につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**千葉伝委員** 特殊勤務手当は、通常はいろいろと作業する中身によって、危険手当のようなことで支払われているということは承知しておりますが、今回特別に特定大規模災害という場合に作業したのも該当させようという改正ですよね。2の内容の中で、例えば(1)の環境衛生検査業務手当の支給範囲を拡大するという説明がありましたが、拡大とはどういう部分が拡大になったかということをもう一度お聞きしたい。(2)は、支給対象は内水面水産技術センターを追加すると書いていますね。(3)については、公害防止等業務手当の支給範囲を拡大するといった場合、いわゆる対象公所等がどういうところになるのかというあたりをお聞きしたい。

それから、さきほど水銀を排出する施設ということでしたが、例えばどういうところかということをお聞きしたい。

それから、(5)の刑事作業手当ですが、爆発物の処理というのは最も危険な作業をする
と、その分はわかります。あと、死体処理ということで、警察職員以外の職員もなった場
合は対象になると。警察の場合は、死体処理の分はどうなっているのか、改めてお聞きし
たいと思います。

○佐藤人事課総括課長 まず、環境衛生検査等業務手当についてですが、これは廃棄物の
処理及び清掃に関する法律が改正になり、有害使用済み機器の保管または処分をする、家
電などの電気電子機器のスクラップなどを扱う業者に立入検査をする場合に手当を支給す
るという範囲の拡大でございます。

それから、公害防止等業務手当でございますが、このたび大気汚染防止法が改正されま
して、新たに水銀排出施設というものが加えられております。それから、特定特殊自動車
排出ガスの規制等に関する法律が改正され、国の業務が、都道府県に移譲され、県の業務
になったことで、県の職員が立ち入りする場合にこの対象となるわけですが、水銀排出施
設とはどういうものかといいますと、産業用石炭燃焼ボイラーとか非鉄金属製造施設、セ
メントクリンカー製造施設などがございます。それから、先ほど特定特殊自動車の使用と
いうことを御説明いたしましたが、特定特殊自動車というのは油圧ショベルとかフォーク
リフトなどの公道を走行しない特殊自動車、これを保有している施設への立入検査等に際
して手当を出すというのが2つ目でございます。

刑事作業手当中に死体処理作業がございまして、東日本大震災津波発生時におきまして、
現場から御遺体を収容する作業とか、安置所において棺に移しかえる作業等々がございま
して、支給額は1,000円となっております。それから、警察職員が従事した場合、支給額は
1,600円となっております、対象職員を今回同様の大規模な災害が発生した際、警察職員
だけではなくて警察職員以外の職員にも拡大するということで、警察職員以外の職員に対
しても通常死体収容施設で死体を扱う場合は1,000円、これは警察職員も一緒ですが、それ
から同じく死体等を収容する場合は1,600円と、新たに警察職員以外の職員も対象にするも
のでございます。

○千葉伝委員 わかりました。支給の対象が変わる、あるいは警察職員以外の職員もやっ
た場合には対象となるということで、そうすると、金銭的にはこれまでの決められた作業
手当のどこがふえたというところはあるのですか。

○佐藤人事課総括課長 災害応急作業手当で、死体処理だけではなくて、従事した期間が
引き続き5日以上の場合は、手当を100分の100の額を加算するという金額の増もございま
す。

○千葉伝委員 それぞれの作業手当は1日作業すれば幾らという金額が当然決められて
ある。それが改正によって、例えば支給範囲を拡大するとか、あるいは金額も増額という
ことがあるのかお聞きしたいのですが。

○佐藤人事課総括課長 支給範囲も警察職員から警察職員以外の職員に広がりますし、な
おかつ支給の額も一部増するものもでございます。

○千葉伝委員 自分でも勉強しますが、何の手当は幾ら増額するといことをきちんと後で教えてください。

ちょっと気になったのは、水銀を取り扱うところが拡大したということですよね。ほかの公所等でも危険な有害物質である水銀を取り扱うところがあるとすれば、そういうところは今回対象にならないのか。要するに県の研究施設といったところでは水銀を使つての検査や作業もありますが、それはほかの手当に含まれているということで、対象とならないのか。

○佐藤人事課総括課長 対象となる施設公所につきましてですが、例えば有害物質取扱手当ですと、保健所、環境保健研究センター、農業研究センター等々の研究センターや農業改良普及センター、あるいは高等学校総合教育センター等々、かなりの広い範囲で対象となります。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第27号の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その2）の28ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第27号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて退職手当の額を引き下げるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる割合を100分の87から100分の83.7に引き下げようとするほか、所要の整備を行うものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** これは、県の人事委員会の勧告に従ったことだろうと思いますが、この削減によって幾ら影響額が出るのかをまずお聞きしたいと思います。

モデルケースがあると思うのですが、何年勤務の人は幾ら減額になるとか、そういったわかりやすい数字がありましたら教えていただきたいと思います。

○**佐藤人事課総括課長** 今回の見直しによる職員1人当たりの影響額で申し上げますと、部長級で約94万円、総括課長級で約84万円、主任主査級で約74万円の引き下げになりました。引き下げの額の総額、これを普通会計ベースで申し上げますと、5億2,000万円という状況でございます。

○**佐藤ケイ子委員** この5年間で、働く側からするとさまざまな改悪が続いてきたと思っております。5年前も大きく退職金が減額されて、早期退職をするとか、さまざまな問題もありましたが、今回この施行期日を新年度からとしたことについて伺いたいと思います。全国的には今回の退職者から適用されているところもあるようですが、県はどのような判断をしたのか。

それから、この5年間の中で、前は400万円ぐらい退職金が下がった、それから今度は55歳の昇給抑制がされたこととか、総合的給与の見直しが行われたとか、さまざまな減額がされているのですが、その中で高齢者層の勤務意欲、モチベーションといいますか、そうしたものの維持は大変なことになると言われてきたのですが、どのように配慮をしていくつもりなのかお伺いします。

○**佐藤人事課総括課長** 条例案の作成過程で職員団体との交渉も行ってきたわけですが、法律によれば1月1日施行でございますが、施行日が1月1日ということになりますと、退職間際となり、職員への影響が大きいこと。それから他県の状況、過去の本県の同様の措置状況を踏まえまして、実施時期は4月1日としたところでございます。

過去5年間のいろいろな引き下げの影響というお話もございましたが、先ほど今回の改正の影響額を申し上げましたが、平成25年度の改正分を含めると、トータルでは部長級で510万円ほど、それから総括課長級で560万円ほど、主任主査級でも460万円ほどの影響額と承知しております。

それから、高齢層職員を中心とした勤務意欲確保の取り組みということでございますが、これまで職員の負担軽減、あるいはワーク・ライフ・バランスという観点からも、通勤手当とか、単身赴任手当の額の引き上げ、それから看護休暇とか介護休暇の対象範囲を拡大、看護時間の新設とか、そういうこともやってきております。このほか高齢層職員の勤務意欲の確保ということで、能力、意欲のある職員の上位職への任用、あるいは本人の希望に配慮した人事配置を行うということで取り組んできておりまして、今後におきましてもさまざまな取り組みは、これからも進めていきたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員** さまざまな改善もしたというお話もされておりますが、実態的にはまだ

住居手当についても、被災地に勤務しなければならず、家賃が高騰していて持ち出しが多いだとか、県内は広く、遠隔地に異動もあり、通勤手当も上限があつて、持ち出しもしているだとか、さまざまなマイナス面もあると。今回はこういったところに、職員に犠牲を強いるような減額改定になったということで、これからもぜひ職員のモチベーションを高めていくような対応をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それから、こういった退職金の減額は、県職員もそうですが、県内の各市町村職員、それから関係する団体、法人にも大きく影響してくるのですが、そういう影響額のことは試算しておられるでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 さまざまな視点から、特に高齢層職員のみならず、職員の勤務意欲の向上、モチベーションアップのためにいろいろ検討は続けていきたいと考えております。先ほど家賃の高騰等というお話もございましたが、沿岸部でアパートの家賃が高いという状況も続いていることも伺っておりますが、住居手当に関して言えば、人事委員会勧告を受けて見直しを行うことが基本でございますので、人事委員会勧告の内容のほか、国や他県等の状況も見ながら対応を検討してまいりたいと思います。

それから、全体に与える影響額という点では、試算は持ち合わせておりません。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 私は、この条例改正については問題だと思っております。やはり5年間にわたってさまざまな改悪、削減が行われているということとか、県内にも大きく影響するということなども含めて、これは問題だと思っております。

それから、退職金は生涯賃金の一つでもありますし、公務員は失業手当も出ませんので、退職後もかなり難しい生活がある。再任用制度もあるわけですが、再任用してもなかなか居づらくなったりして、長年勤めるということも難しいという状況も聞いております。こういうふうに公務員にしわ寄せをさせるようなことが、ひいては全体に影響を与えるということも考えれば、これは反対をしなければならないと思っております。

○軽石義則委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○軽石義則委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 議案第32号の岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の41ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてでございますが、現行犯事件の臨検等を行うことができる法定外目的税として産業廃棄物税を指定し、及び地方税法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容についてでございますが、まず、(1)につきましては、犯則事件、いわゆる脱税等の事件における現行犯事件の臨検等を行うことができる法定外目的税として、産業廃棄物税を指定しようとするものでございます。資料の下のほうに、犯則事件における調査手続の概要を図解しておりますので、ごらん願います。犯則事件における調査は、脱税等が疑われる場合に行います。調査権限には任意調査と強制調査がございまして、強制調査権限の行使に当たりましては、原則として事前に裁判所の許可状を得ることとなっております。これらの調査を通じまして、脱税等の証拠を収集し、刑事責任を追及すべきであるという犯則があると認められる場合には、検察官への告発を行うこととなります。

今般の条例改正の背景につきましては、2の(1)の箱囲みに記載しております。平成29年度税制改正によりまして、法定外税を含め全ての税目が犯則事件の調査及び処分の対象とされました。また、ゴルフ場利用税、軽油引取税等に限っては、現行犯事件の臨検等を行うことができること、裁判所が発行する許可状に夜間でも執行できる旨の記載がなくても、夜間に臨検等を行うことができることなどの規定の整備が図られました。

この取り扱いは、条例で指定する法定外税につきましても同様とされましたことから、現行犯事件の臨検等を行うことができる法定外目的税として、産業廃棄物税を指定しようとするものでございます。

次に、(2)につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

3の施行期日についてでございますが、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** 今回の提案は、法定外目的税として産業廃棄物税を指定するという事で、現行犯事案として臨検等ができると。産業廃棄物等については産廃Gメンと弁護士の監視等ができるわけですが、税務職員が臨検をするということはどういう環境であるのか、どういう状況を示すのか、具体的にお示しください。

○**横道税務課総括課長** 税の調査は、この犯則事件以外にも任意調査で質問検査権を行使

して行うというものでございまして、ほとんどの税の調査はそれによっております。犯則事件として対応していくというものは、偽りその他不正の行為によって税を免れるということがあった場合でございますので、内容に悪質性がある、あるいは額が高額になるであろうという場合に、証拠を隠すとか、そういった不正な行為が行われる場合に、通常の質問検査権を行使する場合の調査とは別に、犯則事件調査を行うというものでございます。

○飯澤匡委員 今までも地方税の徴収に限って、その疑わしいものについては調査できると。結局、脱税の情報収集をして、何ら今までの方策と変わりはないように思うのですが、何が違うのか。これを設定しなければならない、そういう重要事案があるかどうか、それも含めて御報告ください。

○横道税務課総括課長 違いは、犯則事件調査の場合は強制力をもって行うということでございます。原則として、裁判所の許可状に基づいて強制力を持っているものです。

それから、これまでもそういうことがあったかということでございますが、岩手県におきましては犯則事件調査として調査したという実績はございませんが、発生するような状態になったときに、あらゆる調査権限を行使して、証拠を収集して対応していくことが必要でございますので、規定の整備をお願いするものでございます。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第58号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○羽澤生活安全部長 議案第58号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の239ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しています議案第58号条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。接待飲食店やぱちんこ屋など風俗営業の許可に係る営業制限地域及び風俗営業の営業時間を制限すべき地域として、都市計画法で規制されている用途地域である第1種低層住居専用地域など、7つの住居系用途地域を

条例で規制しておりますが、昨年、都市計画法の一部改正が行われ、住居系の用途地域である田園住居地域が新設されたものです。

田園住居地域は、都市計画法において、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域と規定されております。同地域は農業が混在するものの、低層住宅が集まる地域であり、清浄な風俗環境や静穏な住居環境を保持する必要があることから、同地域にあっても規制地域として追加するものです。

なお、都市計画法の住居系の用途地域を規制することについては、他の都道府県もほぼ同様の規制となっております。

次に、2の条例案の内容についてであります。現在、規制対象地域としている7つの住居系用途地域の後に、田園住居地域を加えるものです。この改正により、風俗営業所を設置できる地域や風俗営業の営業時間が制限されるほか、風俗営業等の騒音規制、ラブホテルなど営業の広告宣伝制限、深夜における酒類提供飲食店営業の制限などについても、他の住居系の用地地域同様、田園住居地域が規制対象地域となります。

次に、3の施行期日についてであります。一部改正された都市計画法の施行日は本年4月1日ですが、この条例改正は営業の制限地域がふえるなど新たな規制であることから、一定の周知期間を確保するため、本年7月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**千葉伝委員** この議案の中身は、風俗営業の規制で、これまでの分に田園住居地域が新たに加わって制限されるということで、ことし7月1日から適用すると、そこはわかったのですが、実際に現状で田園住居地域にこういった該当する施設があるのでしょうか。

○**羽澤生活安全部長** 現在は該当ございません。

○**千葉伝委員** わかりました。では、これから7月1日以降に店舗等の許可の申請があれば、これが該当してくるということですね。田園住居地域に、2の条例案の内容の下の(3)ですか、今あるところについても該当してくるということですね。実際にここは営業しているところがあると思うのですが、そこは指導なり、何かやるのですか。

○**羽澤生活安全部長** 既に許可を受けて営業している店舗につきましては、所在地が営業制限地域になったとしても、既得権営業というものができまして、この既得権営業につきましては有効期限はございませんので、適用にはなりません。

○**千葉伝委員** 根本的な解釈の仕方はそうかもしれませんが、何で法律や条例が改正になるかという趣旨からすれば、既にやっているところは、これまでやっていたんだから関係ないよということはいかがなものかと。要するに、騒音なりが該当するような条項については、今後注意されたいとか、そういうあたりは私はあつてしかるべきかと思うのですが、いかがですか。

○**羽澤生活安全部長** 委員御指摘のとおり、該当するような店舗等につきましては、当然

法の趣旨にのっとって指導など対応してまいりたいと考えています。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第63号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第63号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の246ページをお開き願います。この議案の趣旨は、平成30年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、契約目的であります。同法252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の経過に関する報告の提出を受けるものであります。

2、契約の期間の始期は平成30年4月1日とするものであります。なお、契約の終期につきましては、同法252条の36第6項の規定によりまして、当該会計年度の末とされております。

次に、3、契約金額及び4、費用の支払い方法についてであります。相手方へ支払う額は監査の結果に関する報告の提出を受けた後に、実際に監査に要した日数等に応じて精算の上支払うものであり、現時点において確定させることは困難であります。このため、昨年度の契約に際して実施いたしました候補者選考に係る公募において提案いただいた監査費用額1,280万円をもって上限額とし、費用の支払いについては監査の結果に関する報告の提出を受けた後に、実績を精査した上で行おうとするものであります。ただし、必要があると認めるときは概算払いをするものとし、監査費用額の確定後に精算するものであります。

最後に、5、契約の相手方について説明させていただきます。契約の相手方は、公認会計士の山崎愛子氏であります。同会計士は、平成28年12月に公募により選任した方であり、今年度の包括外部監査におきましては、県税、使用料及び手数料のほか、算定、徴収に係

る財務事業の執行管理についてをテーマに、公認会計士として幅広い知見やすぐれた専門性を生かして監査を行っていることと認められますことから、引き続き契約をしようとするものであります。

山崎氏の履歴につきましては、詳細はお手元に配付しております契約予定者の履歴をごらんいただきたいと存じますが、主な略歴を申し上げますと、平成13年にA S G監査法人に入社。中央青山監査法人、有限責任監査法人トーマツでの勤務を経て、平成23年から山崎公認会計士事務所を主宰しております。同氏は、昨年度まで東京都港区の包括外部監査人を務めたほか、複数の地方公共団体において包括外部監査人補助者として従事しており、外部監査業務への豊富な従事経験を有しています。

なお、地方自治法第252条の36第3項の規定により、同一の者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は3回までとなっており、同会計士との契約締結は今回で2回目でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** 同一者と連続して契約できるのは3回までということで、一定の歯どめはかかっていると思うのですが、ことしの7月で丸7年になるわけですね。県当局としては、なれ親しんで要領のわかる方とおつき合いですということは非常にやりやすいと思うのですが、やはり包括外部監査となりますと、県の動態であるとか、政策に係ることについても意見を申し上げるという立場にあるので、別の角度からの知見もある定程度新しい感覚で入れていくということも考えていかなければならない。県の内部だけではなく、契約に当たってもそういう視点は発揮されたのか。私はよくわかりませんが、当該契約の予定者については、選定に係る基準をどう考えてやっているのか、その基本的な考え方についてお示しく下さい。

○**佐藤人事課総括課長** この山崎氏との契約は、今年度からで、今年度が1年目でございますので、今年度の状況を踏まえて、来年度もこの方と契約したいということでございます。まず今年度のこの方による監査の実施につきましては、実務経験豊富な補助者なども確保しまして、計画的かつ組織的に監査を行いまして、今回広域振興局等も含めて監査を行っていただき、地方自治法が想定している組織的な監査を円滑にやれる方で、来年度もお願いしたいと考えたものでございます。これまで、この制度創設以来、平成11年度からスタートしておりますが、過去にこの山崎さん以前は6人で、いずれも複数年度やっておりますが、法の規定に基づきまして3回以内で契約してきているところでございます。

○**飯澤匡委員** 済みません。誤認していました。来年度で2年目ということですね。了解です。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第68号朝鮮半島の軍事的緊張緩和に向けて朝鮮民主主義人民共和国との「対話」による平和的解決を求める請願を議題といたします。

本請願については、当局の参考説明はありませんので、質疑、意見交換に移ります。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**関根敏伸委員** この要旨と意見書の主文に記載されている内容について、まさに軍事的緊張緩和に向けて対話が図られて、平和的な解決が図られるということには誰も異論はないだろうと思っているわけであります。ただ、御承知のとおり、今この関係では、4月には南北の首脳会談が予定されていますし、5月には米朝首脳会談が行われるのではないかと言われ、非常に微妙な時期だということが1点あります。

また、この要旨と主文の間の理由に関して、いわゆる対話の実現しそうな背景には日本なども加わっておりますが、経済制裁でありますとか、ある一定の圧力も功を奏して対話の実現できるのではないかという現状もあるわけです。加えてこの文章の中に、日本が隣国であるということはそのとおりであります、南北分断の責任もあります云々の文章等もあります。この理由の部分、対話の実現しそうな背景にある経済的圧力の実効性に対する認識の部分、この辺については、請願提出者の思いというか、具体的な部分をもう少し掘り下げて聞く必要もあるのではないかと考えております。

ですから、時期的な部分とこの理由の部分について鑑みまして、今回この請願については継続審査とするのがいいのではないかとすることを御提案申し上げたいと思います。

○**川村伸浩委員** 今関根委員から意見がありました、まさにそのとおりだと思います。昨年からは朝鮮においては、ミサイルの発射など本当に脅威を及ぼすような状況があって、この請願の理由の中にも国連安全保障理事会での決議で制裁を行っているといった、国際的にも朝鮮の今の状況ではだめだということを言っているわけであります。そういう部分も含めて、今回予定されている4月の南北の会談、5月の米朝の会談、あるいは日本政府と朝鮮の会談もあるやに報道されておりますが、いずれそういう状況にあります。対話による平和的解決というタイトル自体は異論がないわけですが、内容につきまして非常にタイトルとかけ離れた理由だと思っております。したがって、この請願につきまし

ては不採択にすべきだと考えます。

○**飯澤匡委員** 今の朝鮮半島をめぐる状況も平和的に解決して、核戦争とといいますか、核の脅威から解き放ちたいという請願者の真意は見てとれるわけですが、しかしこの歴史認識を間違っただけとはいけません。なぜ我が国が南北分断の責任があるのか。ここは相いれないものがあります。日本国が敗戦をして、戦後東西冷戦の入り口の中で、日本は逆に巻き込まれたと言っても過言ではないので、この点は絶対に間違っただけとはいけません。

この内容については、非常に政党の考え方が透けて見えるわけでありまして、私は政党人ではありません。その願意等も深くしんしゃくして考えてみて、平和的解決を望みたいということは理解できますが、ただ対話による方策については今までもやりたければやっているわけではあります。できないから困っているわけではあります。北朝鮮は、社会主義国家の独裁政治で、民主的な自由連合、米国、我が国との連携の中で、どういうふうにして平和的解決をするのかと、非常に苦慮しながら今まで進んでいる。

ですから、この歴史認識にも、私個人的には相入れないものがありますが、私は米国と北朝鮮の会談も果たしてできるのかと非常に疑問視をしているところでありまして、これからの動向ももう少し見てもいいかという気持ちもあります。皆さん方の御意見を総合的に判断をさせていただきたいと思っておりますが、個人的にはもしこれがこのままの文章の中で、南北分断の責任が我が国にあるというような文章を我が県議会から出すことは、非常に間違っただけの認識を内外に発信することになりますから、これは断じて許されないということをお断り申し上げます。

○**樋下正信委員** 今まで皆さんのお話を聞いておりました、私自身も確かに表題に関しては、話し合いで解決できればこれ以上のことはないと思っております。ただ、今の飯澤委員の発言とか、中身を見れば、まだまだ日本の立場としては拉致問題なども一向に進んでいないわけではあります。そのようなことから見ても、もう少し様子を見る必要もあると思っておりますし、私自身も今回は不採択でいいのではないかと考えておりました。

○**工藤大輔委員** 私は、認識的には関根委員、飯澤委員の認識と同様で、書かれている内容について全て理解できるというものではないというものがあります。それは先ほど関根、飯澤両委員が話された内容と同様であります。ただ、日本がとるべき対応は何なのかということは、今後対話による状況がこの4月以降どうなるかということの推移を見てからでも十分ではないかなと思うところでもあり、いずれ今の状況を見据えた中で、今回は継続として願意の確認、それと国際的な諸情勢を見ながら、この請願については対応をすべきと考えます。

○**軽石義則委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** それでは、本請願については継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**軽石義則委員長** 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、総務部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤総務部長** 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをごらんください。

平成30年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出され、年度内の公布が見込まれております。同法律案の平成30年4月1日から施行するもののうち、早急に条例改正が必要なものにつきまして、年度末までに公布される法律の内容に応じ、年度末に専決処分をさせていただきたいと考えております。

主な改正内容は、不動産取得税について耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得に対する税額を減額する特例措置を講じること、自動車取得税の免税点を50万円とする特例措置の適用期限を延長すること及び軽油引取税について一定の用途に供する軽油の引き取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を延長すること等でございます。

この4月から施行するものにつきましては、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、年度末に専決処分をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○**軽石義則委員長** 冒頭の警察本部の報告及びただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**関根敏伸委員** 1点だけ御質問いたします。3月1日の常任委員会でも若干質問させていただいたのですが、警察本部に質問があります。高齢者講習がさまざま行われる中で、本議会に公安委員会に係る手数料条例の改正がかかっているわけではありますが、来週にはこれが認められるということになるのだらうと思います。この前の質疑の中で、手数料が上がった際には総額として約2億1,740万円程度の手数料が確保できて、前年同期で1,686万円ほどの増額になるという答弁もありました。それを踏まえて、現在の高齢者講習を委託されて実施しております指定自動車学校との関係等についてお話をさせていただいた経緯があるのですが、改めてこの委託の状況、それから委託費が払われていると思いますが、この積算根拠などについて教えていただきたいと思います。

○**大和田参事官兼交通企画課長** 高齢者講習認知機能検査の業務のうち、自動車教習所に委託している内容につきましては、高齢者講習業務では講義、運転適性検査機材による指導、実車指導、認知機能検査業務では記憶力や判断力を測定する認知機能検査であります。講習に伴う交付、修了証明書等の交付事務も含んでおります。委託料は、これらの委託業務によって、人件費、物件費等の所要額を個別に算出しております。

○**関根敏伸委員** いただいた資料によりますと、例えば認知症機能検査は650円から750円に100円上がるわけです。内訳を見ますと、物件費に相当する部分が50円、人件費に相当する部分が50円で100円の増額。それぞれ、手数料、講習手数料についてはいろいろな中身で変わってくると思いますが、大体150円から450円程度上がって、人件費相当分がそれに向けている状況になっていると認識しております。

その中で、先般国会でもこの問題について質疑があったようでありますので、そのやりとりを踏まえて二、三質問させていただきますが、自民党の古田圭一衆議院議員、この方は自動車学校の学校法人の理事長も務められている。そういう立場で経営の内情も踏まえての御質問のようではありますが、指定自動車学校教習所は地域の交通安全教育センターとして重要な位置を占めている。ただ、その役割を果たすためには、しっかりとした経営基盤が必要であると。御承知のとおり現在少子化の中で、新規の免許取得者がどんどん減っている。その一方、高齢者講習等を受託しながら一体的に学校を運営しているという中で、高齢者講習自体は採算がなかなかとりづらく、このままでは教習所を存続することもできないといったようなことでした。この高齢者講習の状況について、この間も二、三、お話をいたしました。人の確保ですとか、研修ですとか、非常に大変な面がありますが、どのように実態を捉えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思っております。

○**大和田参事官兼交通企画課長** 委員御指摘のとおり、高齢者はどんどん増加傾向にあります。あわせて高齢者免許人口も増加しております。それに対応すべく警察も動いております。高齢者講習の委託料の見直しに関しましては、本年1月4日の警察庁交通局長通達において、警察庁からの指示もございました。運転免許に関する事務や講習の一部については、都道府県公安委員会からの委託を受けた指定自動車教習所等により行っているところですが、その委託費については今回の運転免許等に関する手数料の標準の見直しを踏まえ、受託者が効果的な業務の推進を行うだけの十分な委託費が予算上確保されるよう努めることと指導を受けております。それを受けまして、どのように対応するかでございますが、これまでも委託経費につきましては、委託の業務内容、実施方法等を勘案したものとしておりますが、警察庁の指導を踏まえ、今後高齢者講習をめぐる変化を的確に反映した委託経費となるよう、必要な経費の確保に努めてまいります。

○**関根敏伸委員** そのようなやりとりだったようです。今の答弁の中で触れられているとおり、警察庁の榊田交通局長の国会答弁の中で、今回の手数料の標準の見直しを踏まえて、予算上適切な額が確保されるよう指導を行っているということで、それが今の答弁だったと思いますが、手数料の見直し等々の状況が判明してきたのが年がかわってからで、この国会答弁のやりとりが2月ですし、年度末という状況もあろうかと思っておりますが、先ほど申しあげました県内の指定自動車学校等の経営状況や、高齢者講習が非常に多忙であるという現状も踏まえまして、ぜひ適切な取り扱いを行っていただけるように要望いたしまして終わりたいと思っております。

○**佐藤ケイ子委員** 冒頭にありました今回の警察職員の処分の関係で、この際で質疑と言

われましたので、触れたいと思います。

今回警察情報の取り扱いについてですが、USBメモリーを持ち歩いたということだと思っておりますが、私の感覚として、これは実際は氷山の一角ではないのかと思うわけです。仕事も忙しいとか、超過勤務時間の制限もある中で、自宅に持って帰ってやらなければならない状況があるのではないかと私は思うのです。個人の資質の問題だと捉えているのか、警察業務の中で時間外勤務の状況がどうなっているのかと思うのですが、どうでしょうか。

それから、もう一つは、各役所ではUSBメモリーを差せないように対応しているのが今の状況のようです。やはり個人でUSBメモリーを持ち歩くと、セキュリティーの問題、ウイルスの問題とかさまざまあり、USBメモリーは差さないようにさせている、システムの的にも対応しているというのがほかの役所ではあるようなのですが、警察ではそういうことはできないのかを伺いたいと思います。

○吉田参事官兼警務課長 ただいま委員から、これは氷山の一角ではないのか、警察職員個々の業務の時間外の実態はどうなのだという御質問、それからUSBメモリーを実質的に差せないようにという御質問の2つがございました。

1つ目の氷山の一角ではないかということの御質問であります。そういうことではないように私ども指導しております。個人がUSBメモリーで情報を持ち歩いていたという実態は、今回の事案によって明らかになったわけですが、当該職員に対する聞き取り等で、実質的に自宅で何かしらの作業をしていたのかということを確認した際、そういう作業は実際はしておりませんでした。これは、当該職員のパソコン等、あるいは使用履歴等を確認した結果でも、明らかとなっております。ただし、この職員は、当該のさまざまなファイルについて、これから何かしら自分にとって参考となるものではないかと、漫然と持ち歩いていたという実態でございました。

一方で、これは氷山の一角ではないかというお尋ねにつきましては、それは現時点ではないと考えております。警察情報の持ち出しに関しましては、セキュリティーの関係からUSBメモリーは上官の許可がないと本来は使用できません。しかしながら、今回実態が明らかになったわけでごさいます。今回明らかになった詳細をここでつまびらかにはできませんが、完全に警察情報を保管はできないというところではありますが、それを改善すべく新たな対応を考えているところでございます。

また、物理的にUSBメモリーを差す、差せないということにつきましては、現時点では業務の関係で、USBメモリーを差し込むところを物理的に閉鎖するということは困難だと認識しております。

○佐藤ケイ子委員 業務を自宅ではやらなかったということで、ただ漫然と持ち歩いていたと、そのほうがもっと考えられない。

〔飯澤議員「置き忘れたところが問題ではない」と呼ぶ〕

○佐藤ケイ子委員 そこが問題なのです。今後徹底されるようお願いを申し上げて終わ

りたいと思います。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** では、再開いたします。

先ほど継続審査と決定した請願ですが、関根委員、工藤委員からも、一度請願者から願意等の確認をするべきという御意見がありました。私と副委員長が請願者に今回の議論等を踏まえて願意等を確認し、次回の委員会においてそれらを御報告した上で、再度審査をいたしたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、それに伴い、議長に対し委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所等の手続につきましては当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、次回の委員会運営等について、お諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思いますが、調査項目については、特殊詐欺被害の現状と対策について、といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続審査及び継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画案のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。